

宮崎市動物との共生に関する条例 逐条解説



宮崎市健康管理部保健衛生課

令和4年6月

【条例制定の背景】

現在、動物の虐待及び遺棄の防止等を目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」が制定されています。本市においては、犬や猫のふんの放置、飼い主のいない猫への餌やり等による迷惑行為、飼養する動物の数が増え、飼い主が管理できなくなる多頭飼育崩壊及び災害発生時のペットの避難場所の確保など法律では網羅することのできない様々な問題が発生しています。このような中、これらの問題を解決しようと令和元年11月1日に宮崎市動物愛護促進議員連盟が発足しました。同議員連盟では二十数回に及ぶ会議、また関係団体等との協議や現地視察、パブリックコメントを実施しました。その結果、様々な問題を解決するため動物に関わる人すべてが遵守すべき事項等を明確にした上で、立入調査や命令など、行政が権限を持って進めることが有効であることから条例を制定しました。

このたび、宮崎市動物との共生に関する条例の一部施行に合わせて、本条例の逐条解説を作成しました。

本資料につきましては、今後、制度の運用に基づき、より分かりやすい資料となるよう内容を更新する場合があります。

【条例制定に至るまでの主な経緯】

- 令和元年 11月 宮崎市動物愛護促進議員連盟発足
- 令和2年 1月 第1回（仮称）動物愛護条例策定プロジェクト会議
- 6月 第2回 APO プロジェクト会議
- 7月 第3回 APO プロジェクト会議
 - ・ニシタチ現地視察 ・ボランティア団体との意見交換会
- 8月 第4回 APO プロジェクト会議
- 9月 宮崎市動物愛護促進議員連盟全体会
- 10月 第5回 APO プロジェクト会議
 - ・宮崎県獣医師会との意見交換
- 11月 第6回 APO プロジェクト会議
 - ・宮崎市自治会連合会との意見交換宮崎市動物愛護促進議員連盟総会
- 12月 第7回 APO プロジェクト会議
- 令和3年 1月 第8回 APO プロジェクト会議
- 2月 第9回 APO プロジェクト会議
- 3月 第10回、11回 APO プロジェクト会議
宮崎市動物愛護促進議員連盟全体会
- 5月 第12回 APO プロジェクト会議
- 6月 宮崎市動物愛護促進議員連盟総会、
第13回、14回 APO プロジェクト会議
 - ・県獣医師会、自治会・まちづくり委員会、
動物愛護団体との意見交換
- 7月 第15回、16回 APO プロジェクト会議
- 9月 宮崎市動物愛護促進議員連盟全体会
- 10月 第17回 APO プロジェクト会議
 - ・宮崎港視察、パブリックコメント回答
- 11月 第18回、19回 APO プロジェクト会議
宮崎市動物愛護促進議員連盟全体会
- 12月 第20回 APO プロジェクト会議
- 12月 条例の制定
- 令和4年 6月 条例の一部施行
- 12月 条例の全面施行

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、動物福祉の向上を図り、人及び動物に優しいまちづくりを推進し、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人及び動物が共生する社会の実現に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、宮崎市動物との共生に関する条例（以下「条例」という。）の目的を定めたものであり、条例全体の解釈運用の指針になるものです。

【解 説】

本条例では、動物の愛護及び適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、主に動物の不適正な取扱いにより人に迷惑を及ぼすことを防止し、人及び動物が共生する社会の実現を目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 愛玩目的又は伴侶として自宅等で飼養（保管を含む。以下同じ。）されている動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物を除く。）をいう。
- (2) 自宅等 飼い主の自宅又は飼い主が正当な権原に基づき動物を飼養することができる場所をいう。
- (3) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (4) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者又は市内を通過する者をいう。
- (5) 地域猫活動 飼い主のいない猫に対し、地域住民の理解及び協力の下に、不妊去勢手術（生殖を不能とする手術をいう。以下同じ。）を実施し、又は実施を予定した上で、適切な給餌（給水を含む。以下同じ。）及びふん尿の処理を行い、その猫の管理を行うことをいう。
- (6) 同行避難 災害の発生時に、飼い主が飼養している動物を同行し、避難所等まで避難することをいう。

【趣 旨】

本条は、この条例で用いる用語の意義を明らかにしたものです。

【解 説】

(1) 第1号関係

「動物」とは、愛玩目的又は伴侶として自宅等で飼養されている動物を対象としていますが、条例の中では、犬、猫が対象となっているものもあります。ただし、特定動物は含みません。

(2) 第2号関係

「自宅等」とは、飼い主の自宅又は飼い主が動物を飼養することができる場所としています。

(3) 第3号関係

「飼い主」とは、ペットショップ等の所有者以外で自宅等で動物を飼養する者を対象としています。

(4) 第4号関係

「市民等」とは、市内に居住している人のほか、市内に滞在している人、市外からの通勤者や通学者、旅行者も含みます。

(5) 第5号関係

飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解及び協力の下に、不妊去勢手術が行われ、又は行うことを予定した上で、適切な給餌及びふん尿の処理を行い、地域で猫の数、個別識別、健康状態の把握が行われている猫のことを地域猫といい、地域猫の管理を行うことを「地域猫活動」といいます。

(6) 第6号関係

「同行避難」とは、飼い主が飼養する動物と共に移動を伴う避難行動をすることを指します。

(飼い主の責務)

第3条 飼い主は、人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な取扱いに努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な飼い主の責務について定めています。

【解 説】

近年、飼い主の管理不足等が原因で、人や動物の命に係わる事故が発生しているため、動物による人等への危害の防止及び動物の飼養環境の質の向上を図るために、飼い主の責務として、動物に対する責任として動物の健康と安全の保持義務及び他人に対する責任として人に危害等加えないようにさせる注意義務を定めています。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、動物との触れ合いに際して、人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な取扱いに努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な市民等の責務について定めています。

【解 説】

市民等の責務として、市民一人一人が動物が命あるものであることを認識し、動物の愛護及び動物の適正な取扱いに対する理解を求めています。

(市の責務)

第5条 市は、動物の適正な取扱いに関する指導及び意識の啓発を行うものとする。

2 市は、動物の愛護に関する広報活動の充実並びに児童及び生徒に対する学習の機会の提供を図るものとする。

3 市は、前2項に定めるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な市の責務について定めています。

【解 説】

「人と動物が共生する社会」の実現のためには、市を中心として、市民及び動物愛護等に関係する市民団体などが一体となって動物の愛護及び動物の適正な取扱いに関する取組を進めていく必要があります。また、市民一人一人に関心をもってもらうために、市は普及啓発を充実させるとともに、若い世代の教育や活動の担い手となる人材の育成等に取り組む必要があります。

(相互の協力)

第6条 飼い主、市民等及び市は、この条例の目的を達成するため、相互に、その責務を理解し、協力するものとする。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な相互の協力について定めています。

【解 説】

この条例の目的を達成するためには、飼い主、市民等及び市が一体となって取組を進めていく必要があるため、相互の協力を規定するものです。

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物を道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）に同伴しようとするときは、あらかじめ、自宅等において排せつさせるよう努めること。
- (2) 動物を公共の場所に同伴しようとするときは、当該動物が排せつしたふんを回収し、尿を洗浄するための用具を携帯すること。
- (3) 動物が自宅等以外の場所で排せつしたときは、直ちに、ふんについてはその回収を、尿についてはその洗浄を行うこと。

2 犬又は猫の所有者は、マイクロチップ、首輪、名札その他の方法により当該犬又は猫が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を講じるよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な飼い主の遵守事項について定めています。

【解 説】

飼い主の遵守事項として、動物を公共の場所へ連れて行く場合は、あらかじめ自宅等において排せつを促した後、散歩に行く等の考え方を規定するとともに、散歩中に排せつしたときのため、回収用具を携帯することを規定しています。また、自宅敷地以外においては、必ず排せつ物を回収する等、適切な処理を行うことについて規定しています。

また、犬又は猫が迷子になった場合や、災害時において確実な身元証明となるマイクロチップの装着など、飼い主が分かるようにしておくことを規定しています。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

2 猫の所有者は、所有する猫がみだりに繁殖して、適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の措置を講じるよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な猫の飼い主の遵守事項について定めています。

【解 説】

本市には、都市部や農村地域があり、猫の飼い方にはそれぞれの地域性が見受けられます。そのため、本条では、飼い主のうち猫の飼い主に限定し、室内飼養を基本とするものの、やむを得ず屋外に出てしまった場合等を考慮し、みだりに繁殖することを防止するように努力することとしています。

(多数の犬又は猫の飼養に係る届出)

第9条 犬又は猫（生後91日未満のものを除く。以下この項において同じ。）の飼い主（法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者その他別に定める者を除く。以下この条において同じ。）は、一の自宅等において、飼養する犬及び猫の合計数が10以上となったときは、その日から30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 飼い主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 犬又は猫を飼養する自宅等の所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした飼い主は、同項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣 旨】

本条は、犬、猫の飼い主は、飼養する犬、猫の数が10（合算した場合を含む。）に達したとき等の届出事項について定めています。

【解 説】

近年、全国的にも犬猫の多頭飼養が崩壊する事例が多発しています。動物の数をむやみに増やしたり、繁殖させたりすると、適正な飼育管理ができる数を超え、騒音や悪臭等周辺の生活環境が損なわれ、住民トラブルの問題にも発展してしまうおそれもあることから、事前に頭数の届出を求めることにより、市が状況を把握し、飼養管理に係る適切な情報発信や注意を促す等、多頭飼育崩壊の未然防止につなげるため本条を規定しています。

(地域猫活動に関する取組)

- 第10条 地域猫活動を行う団体（以下「地域猫活動団体」という。）は、地域猫活動を行うおうとするときは、地域住民に対し、その活動について説明するように努めるものとする。
- 2 地域住民は、地域猫活動団体と連携しながら、地域猫活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。
 - 3 市は、地域猫活動について普及啓発を図るとともに、地域猫活動団体（市長が別に定める要件に該当するものに限る。）が行う不妊去勢手術に関する取組に対し支援を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な地域猫活動に関する取組について定めています。

【解 説】

地域猫活動を行う団体が地域住民の理解を得て行われることはもとより、地域猫活動団体、地域住民及び市が協力し活動できるよう相互に取り組むための内容を規定しています。

(飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項)

- 第11条 飼い主のいない猫に対し、継続的に又は反復して給餌を行う者は、当該猫の繁殖を防止するために必要な措置を講じた上で、適切な給餌及びふん尿の処理を行わなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項について定めています。

【解 説】

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることにより、地域に猫が住み着き、ふん尿被害など、様々な問題が発生しています。そのため、飼い主等のない猫に対して継続的に又は反復して給餌を行うものは、繁殖防止するために必要な措置を講じた上で、適切な給餌及びふん尿の処理を行うことを規定しています。

(災害への対応)

第12条 市及び市民等は、災害が発生した場合には、相互に協力して、動物の保護に努めるものとする。

2 飼い主は、災害時に備えて、日頃から動物の避難用品及び餌の備蓄並びに動物病院その他動物を避難させる場所の把握に努めるものとする。

3 飼い主は、災害時の避難に備えて、日頃から動物のしつけや健康管理等を適切に行うよう努めるものとする。

4 飼い主は、避難所等において、当該避難所等における遵守事項を遵守し、他の避難住民への配慮に努めるものとする。

5 市は、同行避難に備え、あらかじめ受入れ可能な避難所を明確にするとともに、当該施設における適切な避難場所の確保に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、災害時に飼い主が動物を適切に飼養するための対策等について定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市及び市民等は、地震、火災その他の災害が発生した場合は、相互に協力して動物の保護に努めるべきことを規定しています。

(2) 第2項関係

災害時に備えて、日頃から動物の必要な避難用品及び餌の備蓄に努め、避難させる場所の把握に努めることを規定しています。

(3) 第3項関係

災害時に備えて、日頃から動物のしつけや健康管理等を適切に行うなど、避難させる場所での生活を見据えた基本的な準備に努めることを規定しています。

(4) 第4項関係

災害発生時の措置として、飼い主等は避難所等のルールやマナーを守り、他の避難者との共同生活を行う上で迷惑とならないよう配慮することを規定しています。

(5) 第5項関係

市は、同行避難しようとしている飼い主等が必要としている情報を提供し、避難場所を確保することを規定しています。

第3章 雑則

(勧告及び命令)

第13条 市長は、第7条第3号及び第11条の規定に違反していると認める者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命じることができる。

【趣 旨】

本条は、第7条（飼い主の遵守事項）第3号及び第11条（飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項）の規定に違反する行為をしていると認める者への勧告、勧告を受けた者がその勧告に従わずに、更に違反行為をしている場合に行う命令について定めています。

【解 説】

違反行為をしていると認める者に対して、当該違反行為をしてはならない旨を指導することができます。また、指導に従わないときは、以下の場合について勧告及び命令などの段階的な措置を行うこととなります。

- ①動物が自宅等以外の場所で排泄したときに、飼い主が排泄物の回収を行わなかった場合。
- ②飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項の規定に違反した場合。

(立入調査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に自宅等その他関係のある場所に立ち入らせ、動物の飼養又は飼い主のいない猫に対する給餌の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣 旨】

本条は、勧告及び命令を行うために必要があると認めるときは、違反行為をした者の自宅などへの立入調査や、関係者への質問、文書の提示などの協力を求めることができることを定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事実関係を把握し、違反行為等の未然防止に資するために必要があると認めるとき、又は勧告、命令の段階的な措置を行うのに必要があると認めるときは、市職員に立入調査等をさせることができます。

(2) 第2項関係

立入調査等をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないことを定めています。

(3) 第3項関係

立入調査等の権限は、条例の目的を達成するために必要があると認められる範囲で認められたものであり、犯罪捜査のために認められた強制力を有するものではないことを定めています。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項について、規則へ委任することについて定めています。

【解 説】

本条例の施行に関し必要な事項については、「宮崎市動物との共生に関する条例施行規則」で定めます。

※令和4年12月1日施行

第4章 罰則

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第17条 第9条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

【趣 旨】

本条は、命令を受けた者が命令に従わない場合等に科す過料について定めています。

【解 説】

本条例は、主に動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人及び動物が共生する社会の実現に寄与することを目的としており、秩序維持を主眼としているため、犯罪等に相当する刑罰としての罰金を科すのではなく、行政上の秩序罰である過料を罰則とすることが相当であると考えています。

第16条の第1号では、第13条第2項の規定による命令に違反した者を過料の対象として定めています。

第17条では、第9条第1項の規定による届出をしていない又は虚偽の届出をしたと認める者に対して、当該規定に違反をしてはならない旨を指導することができます。その上で、規定に違反した者を過料の対象として定めています。

※但し、直ちに罰則を科すのではなく、まずは状況を確認した上で必要な助言等を行い、適正な対応をしてもらいます。改善されない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、それでも従ってもらえない場合に限り、過料を科すことになります。